

群調発第232号
令和3年10月11日

各 会 員 様

群馬土地家屋調査士会
会長 萩原澄之



「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（案）」に関する
新聞記事について（お知らせ）

令和3年10月7日の朝日新聞朝刊27面に「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（案）」に関するものであると推測できる記事が掲載されました。

この「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（案）」は所有者不明土地の増加等を原因として筆界確認情報の作成に困難を伴う事案については一定の条件において筆界確認情報の作成を求めなくとも円滑な不動産の取引が可能となる運用を行うことを目的として法務省民事二課が取り纏めているものです。

掲載記事の内容には誤解を与えるかねない表現があり連合会から同課に照会した経緯が報告されましたので会員の皆様にお知らせ致します。

なお、同指針（案）につきましては本会のホームページに掲載しておりますが新聞記事は著作権の扱いがあり掲載しておりませんので各会員にて入手をして下さい。

日調連発第185号
令和3年10月7日

各土地家屋調査士会長 殿
連合会役員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

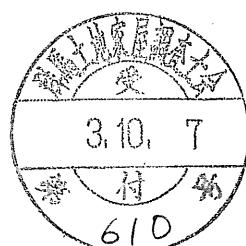
「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（案）」に関する
新聞記事について（お知らせ）

本日（10月7日）の朝日新聞朝刊27面に下記見出しの記事の掲載がありましたので、（著作権上、新聞記事の転送は行いません。）参考までにお知らせします。

本記事については、令和3年9月1日付け日調連発第161号をもって意見を求めておりました「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（案）」に関するものであると推察できますが、あたかも土地の売買において境界確認書が不要になるような誤解を与えかねない表現について、ただ今、法務省に照会していることを申し添えます。

記

土地の境界確認 地図でOK
法務省来春開始めざす
売買時隣地所有者との確認書不要に



日調連発第187号
令和3年10月8日

各土地家屋調査士会長 殿
連合会役員 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針（案）」に関する
新聞記事について（連絡）

令和3年10月7日付け日調連発第185号をもってお知らせしました標記新聞記事について、
同日に法務省民事局民事第二課に照会しました。

同課としては、本記事について、過去に取材を受けたことはあるが、記事の内容に一部誤解
を与えかねない表現などがあることは認識しているとのことでした。

当連合会では、民事第二課から新聞社に対して、今後、国民に誤解を与えるような表現
を行わないことや、記事の訂正などを求めていただくよう要望しましたので、この旨連絡します。

